

(令和6年10月18日発表)

て も せいちゃ
「手揉み製茶」が国の登録無形文化財に登録

◆アピールポイント	○国の文化審議会が、「手揉み製茶」を、登録無形文化財に登録するよう文部科学大臣に答申しました。 ○日本では、現在4件が登録。今回、「手揉み製茶」を含む2件が新規で登録されます。
◆答申日	令和6年10月18日(金)
◆保持団体	名 称 手もみ製茶技術保存会 代 表 者 氏 名 中 森 慰 (なかもり やすし) 事 務 所 所 在 地 静岡県静岡市葵区北番町94 株式会社 静岡茶市場 全国手もみ茶振興会事務局内
◆内容など	○「手揉み製茶」は、茶種の1つである煎茶、かぶせ茶又は玉露を、手作業で作り上げる伝統的なわざです。 ○登録に先立ち、文化庁が調査を行い、この度、国から『手揉み製茶は、生活文化に係る歴史上の意義を有し、かつ、美的な評価を含むわざである。』として評価されました。 ○手もみ製茶技術保存会は、手揉み製茶に関する唯一の全国団体である全国手もみ茶振興会事務局内に事務所を置いています。令和6年7月25日現在、会員数は68人です。この保存会の事務局が静岡市に所在していることから、本市からも報道発表をすることになりました。 ○国は、無形文化財のうち、重要なものを重要無形文化財に指定し、重要無形文化財以外の無形文化財のうち、保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを登録無形文化財に登録し、同時に、これらのわざを高度に体现しているものを保持者または保持団体に認定し、伝統的なわざの継承を図っています。 ○過去に無形文化財に登録された案件(生活文化・食文化) 書道、伝統的酒造り、菓銘をもつ生菓子(煉切・こなし)、京料理 ○詳細は、文化庁ホームページをご覧ください。 https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/94123501.html

別紙資料 ⑨ ・ 無

【問合せ】(手揉み製茶について) 手もみ製茶技術保存会 (株式会社 静岡茶市場全国手もみ茶振興会事務局内) 電話 054-272-2714	(文化財登録について) 文化財課 文化財保護係 (静岡庁舎16階) 担当 落合、石川 電話 054-221-1066
--	--